浄化槽を設置される皆様へ

浄化槽は生きた微生物が活躍する
とてもデリケートな装置です。
浄化槽がうまく機能するためには
適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）
が必要です。これは、浄化槽法によって
浄化槽を設置される皆様（浄化槽管理者）に
求められている3つの義務です。

**豊かな水環境を保全するために、
3つの義務（保守点検・清掃・法定検査）を
必ず行いましょう。**

浄化槽の設置から維持管理までの流れ

1 工事完了（設置届の提出）

2 浄化槽使用開始（使用開始報告書の提出）

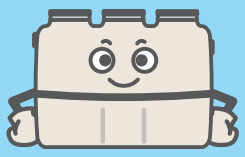

3 **設置後最初の法定検査**（７条検査）

浄化槽が適切に設置され、本来の機能が発揮されているかを確認する検査です。
（使用開始後３～８か月の間に実施）
◉法定検査手数料…５～10人槽 11,200円／11～20人槽 12,600円

維持管理サイクル

4 **保　守　点　検**

浄化槽がうまく機能するため、数か月ごとに微生物の管理やブロワの点検、内部装置の調整、消毒剤の補充などを行います。
▶新潟県・新潟市に登録している保守点検業者に委託してください。

5 **清　　掃**

浄化槽内にたまった汚泥などの引き出し、調整及び機器類の洗浄、掃除などの作業を行います。（年１回以上）
▶市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

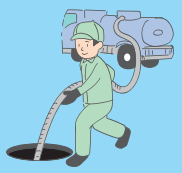

6 **法定検査**（11条検査）

保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽から放流される水が適正に処理されているかどうかを確認するための検査です。（年１回）
◉法定検査手数料…５～20人槽 4,100円

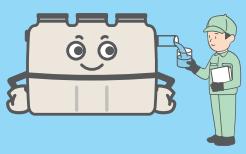

法定検査を受けない事に、罰則等はありますか？

法定検査を受けず、公衆衛生上の支障などが確認された場合には、勧告・命令が出され、命令に違反した場合、30万円以下の過料に科されることがあります。

浄化槽の正しい使い方

浄化槽の働きを十分に発揮するためには、
「保守点検」、「清掃」、「法定検査」も重要ですが、日頃から正しい使用をすることが大切です。

トイレでは

- 洗浄水は十分な量を流す。
- トイレットペーパー以外の異物を流さない。

台所では

- 野菜くずや使った油は流さない。

洗濯では

- 洗濯洗剤、漂白剤は適量をはかって使う。

トイレや風呂場の掃除では

- 便器の清掃は塩酸等の薬品を使用しない。
- 風呂場の掃除はカビ取り剤をできるだけ使用しない。

浄化槽では

- ブロワの電源は絶対に切らない。
- ブロワの空気取り入れ口はふさがない。
- マンホールの上にはものを置かない。

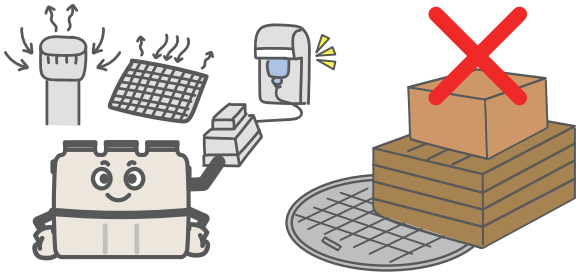

ご相談は保守点検・清掃事業者又は、指定検査機関等へご連絡ください。

（保守点検・清掃の事業者名、連絡先）	（指定検査機関連絡先）

編集・発行
新潟県（環境局資源循環推進課）
一般社団法人新潟県浄化槽整備協会（新潟市中央区新光町15番地２ TEL：025-283-2048）
2026.3.2000